

国民健康保険税の計算方法 (令和8年度用)

- A** 収入
- B** 所得(所得控除後の金額)
- C** 所得割のもととなる額
- D** 国保加入者数
- E** 介護保険該当者数(40歳～64歳の方)
- F** 18歳以上加入者数(高校生年代除く)

【1. 所得割のもととなる額の計算】

(1) 裏面<表>を参照し、収入から所得を算出してください。



(2) (1)で算出した所得から、基礎控除430,000を引いてください。

※合計所得金額によっては、基礎控除額が変更となります。

$$B - 430,000 = C$$

【2. 基礎課税額の計算】

所得割額	C	×	8.10%	=	①
均等割額	49,233	×	D	=	②

基礎課税額計	① + ②	=	③
--------	-------	---	---

(100円未満切捨て)

【3. 後期高齢者支援金等分の計算】

所得割額	C	×	2.83%	=	④
均等割額	17,105	×	D	=	⑤

後期高齢者支援金等分計	④ + ⑤	=	⑥
-------------	-------	---	---

(100円未満切捨て)

【4. 介護納付金分の計算】(40歳～64歳の方)

所得割額	C	×	2.47%	=	⑦
均等割額	17,492	×	E	=	⑧

介護納付金分計	⑦ + ⑧	=	⑨
---------	-------	---	---

(100円未満切捨て)

【5. 子ども・子育て支援納付金分の計算】

所得割額	C	×	0.26%	=	⑩
均等割額	1,687	×	F	=	⑪

子ども・子育て支援納付金分計	⑩ + ⑪	=	⑫
----------------	-------	---	---

(100円未満切捨て)

【6. 全体分の計算】

$$③ + ⑥ + ⑨ + ⑫ = \text{年間税額}$$

	A 収入	E 介護保険	F 18歳以上加入者
D 加入者数			
[夫33歳]	給与 3,650,000円	該当なし	該当あり
[妻31歳]	なし	該当なし	該当あり
[子 7歳]	なし	該当なし	該当なし
[父63歳]	年金 3,000,000円 (公的年金等に係る雑所得以外の所得は0円)	該当あり	該当あり

【1. 所得割のもととなる額の計算】

左の(1)(2)を、裏面を参考に **C**所得割のもととなる額を計算します。

※未就学児に係る均等割額は、5割相当減額になります。

なお、法定軽減が適用されている場合、軽減後の5割相当額になります。

【2. 基礎課税額の計算】

<所得割> (1円未満切捨て)

(夫分) 2,048,400円 × 8.10% = 165,920円 ①

(父分) 1,545,000円 × 8.10% = 125,145円 ①

<均等割> 49,233円 × 4人 = 196,932円 ②

計 487,900円 ③
(100円未満切捨て)

【3. 後期高齢者支援金等分の計算】

<所得割> (1円未満切捨て)

(夫分) 2,048,400円 × 2.83% = 57,969円 ④

(父分) 1,545,000円 × 2.83% = 43,723円 ④

<均等割> 17,105円 × 4人 = 68,420円 ⑤

計 170,100円 ⑥
(100円未満切捨て)

【4. 介護納付金分の計算】(40歳～64歳の方)

<所得割> (1円未満切捨て)

(父分) 1,545,000円 × 2.47% = 38,161円 ⑦

<均等割> (父分) 17,492円 × 1人 = 17,492円 ⑧

計 55,600円 ⑨
(100円未満切捨て)

【5. 子ども・子育て支援納付金分の計算】

<所得割> (1円未満切捨て)

(夫分) 2,048,400円 × 0.26% = 5,325円 ⑩

(父分) 1,545,000円 × 0.26% = 4,017円 ⑩

<均等割> 1,687円 × 3人 = 5,061円 ⑪

計 14,400円 ⑫
(100円未満切捨て)



【6. 全体分の計算】年間税額

$$③ + ⑥ + ⑨ + ⑫ = 728,000 \text{ 円}$$

賦課限度額

【基礎課税額(医療分)】
660,000円

【後期高齢者支援金等分】
260,000円

【介護納付金分】
170,000円

【子ども・子育て支援納付金分】
30,000円

令和8年度

<表1> 給与所得の速算表

	給与収入(A) (支払金額)		給与所得 (給与所得控除後の金額)
	から	まで	
	(1)	650,999円まで	
(2)	651,000	1,899,999	(A) - 650,000円
(3)	1,900,000	3,599,999	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
(4)	3,600,000	6,599,999	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
(5)	6,600,000	8,499,999	(A) × 0.9 - 1,100,000円(1円未満切捨て)
(6)	8,500,000円以上		(A) - 1,950,000円

<表2> 年金所得の速算表

	年金収入(A)		年金所得			
	から	まで	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
			1,000万円以下 (イ)	1,000万円超2,000万円以下 (ロ)	2,000万円超 (ハ)	
昭和三十 六年一 月二日 以後に 生まれ た人 (65歳未 満)	(1)	1,299,999円まで		(A) - 600,000円 600,000円までの場合は、0となります。	(A) - 500,000円 500,000円までの場合は、0となります。	(A) - 400,000円 400,000円までの場合は、0となります。
	(2)	1,300,000	4,099,999	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	(3)	4,100,000	7,699,999	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	(4)	7,700,000	9,999,999	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	(5)	10,000,000円以上		(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
昭和三十 六年一 月一日 以前に 生まれ た人 (65歳以 上)	(6)	3,299,999円まで		(A) - 1,100,000円 1,100,000円までの場合は、0となりま す。	(A) - 1,000,000円 1,000,000円までの場合は、0となりま す。	(A) - 900,000円 900,000円までの場合は、0となります。
	(7)	3,300,000	4,099,999	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	(8)	4,100,000	7,699,999	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	(9)	7,700,000	9,999,999	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	(10)	10,000,000円以上		(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

<計算例>

・ 給与収入から給与所得になおしま

(夫) **A** 給与収入 3,650,000円 [上の表1(4)に該当]
 $3,650,000円 \div 4 = 912,500円 \Rightarrow 912,000円$
 $912,000円 \times 3.2 - 440,000円 = 2,478,400円$

B 給与所得 2,478,400円

[柱面の【1.所得割のもととなる額の計算】(2)]へ

<計算例>

・ 年金収入から年金所得になおします

(父) **A** 年金収入 3,000,000円 [上の表2(イ)列(2)に該当]
 $3,000,000円 \times 0.75 - 275,000円 = 1,975,000円$

B 年金所得 1,975,000円

[柱面の【1.所得割のもととなる額の計算】(2)]へ

<給与所得と年金所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除が適用となる場合は、下記の控除額が給与所得から控除されて総所得金額が計算されます。>

【条件】給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その両方の所得の合計額が10万円を超える

【控除額】給与所得(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円) - 10万円 = 控除額